

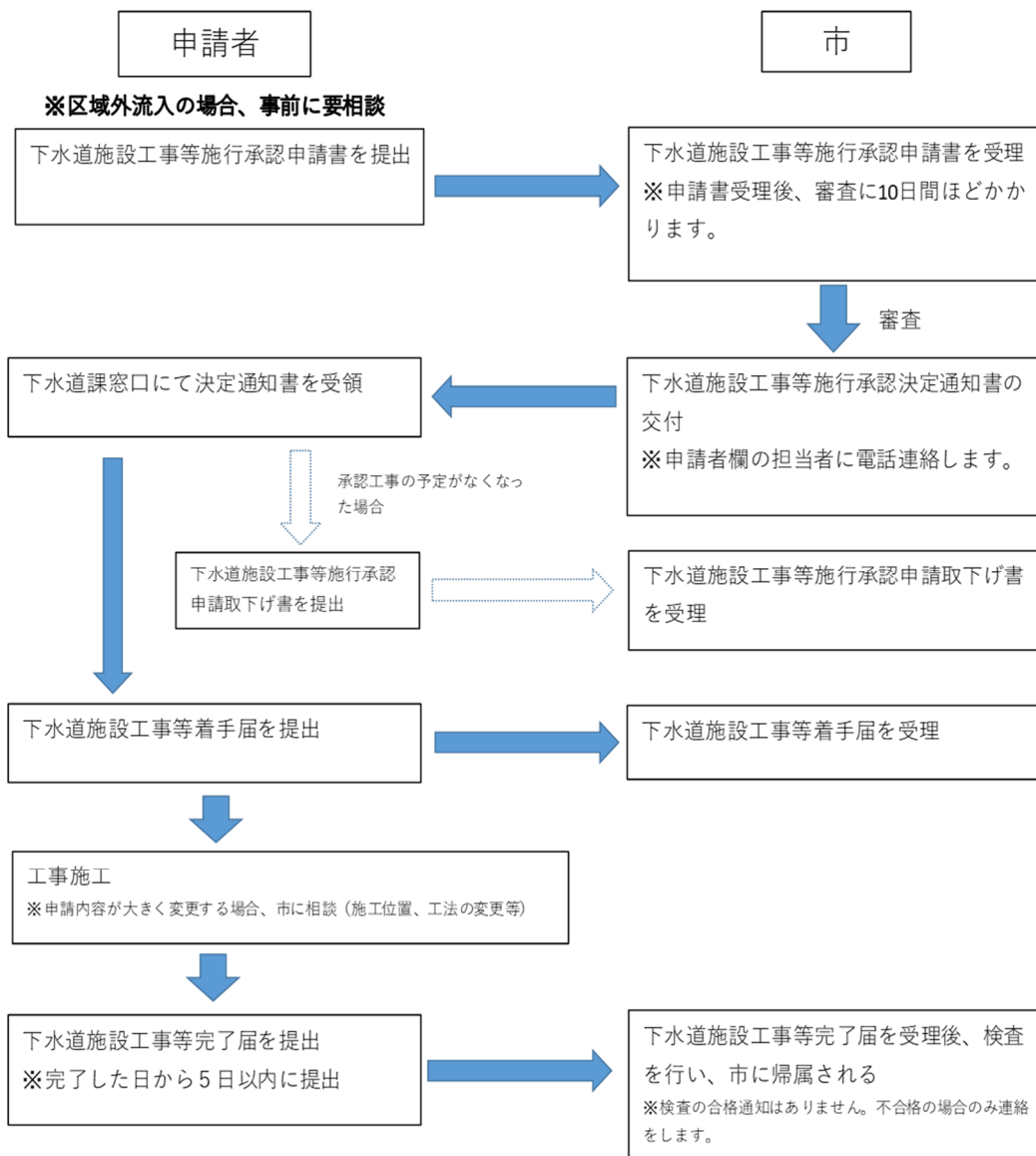
下水道施設工事等施行承認（自費工事）の手引き

1. 下水道施設工事等施行承認（自費工事）とは

下水道施設工事等施行承認（以下、「自費工事」。）とは公共下水道管理者以外の者が、公共下水道管理者の承認を受けた上で、公共下水道施設として本市へ引き継ぐことを前提に、主に公道において自費で行う下水道工事をいいます。

本市は平成14年度で下水道整備を完了しており、基本的には各宅地に公共汚水ますを設置済みです。よって、新たに公共汚水ますを設置する際は自費工事となります。

2. 申請の手続き



3. 申請の際の注意点

- 1) 公共汚水ますは原則として1宅地につき1個設置するものとなります。例えば、既存住宅1軒の敷地に、新たに住宅を3軒建てる場合、公共汚水ますが3個必要となります。この場合、公共汚水ます1個は既存の公共汚水ますを使用すると、残りの2個は自費工事で新たに設置することになります。
- 2) 建物の配置の関係で既存の公共ますの位置を変える場合も自費工事となります。
- 3) セットバック（建築基準法第42条第2項道路の後退）に伴う公共ますの移設（後退のみ）は市が行います。要望される方は、工事完了まで1ヶ月程度を要するため工事完了希望日の1ヶ月前までにご相談ください。
- 4) 道路掘削にあたっては道路管理者の許可が必要となります。なお、施工箇所が逗子市道以外の場合は次のとおりとしてください。

国道・県道の場合：

「公共下水道の承認工事にかかる県道占用掘削許可申請についての進達願」の提出が必要となります。「公共下水道の承認工事にかかる県道占用掘削許可申請について（副申）」をお渡ししますので、県道占用掘削許可申請書類に添付して、神奈川県に提出してください。また、完了届と一緒に「道路占用承継許可申請書」を提出してください。この書類が提出されないと道路占用户在申請者のまままになってしまいます。

横須賀市水道用地道（横須賀水道路）の場合：

「公共下水道の承認工事にかかる横須賀市水道用地使用許可申請についての進達願」の提出が必要となります。「公共下水道の承認工事にかかる横須賀市水道用地使用許可申請について（副申）」をお渡ししますので、水道用地使用許可申請書類に添付して、横須賀市に提出してください。

私道の場合：

私道の地権者・管理者の施工同意書若しくはそれに代わる書類の提出が必要となります。

4. 設計の際の留意点（標準構造図を参照）

1) 公共ます

- ・設置位置は、私有地内で道路境界線から公共ますの中心まで原則1m以内としてください。ただし、私有地内に公共ますを設置できない場合は、道路管理者と協議の上、公道上に設置することができます。
- ・蓋は逗子市の市章入りとし、車両が載る可能性がある場合は、防護蓋を設置してください。
- ・原則としてφ200の塩ビ製ストレートますを使用してください。
- ・深さは1mを標準とする。2m以上の深さを必要とする場合は、公共下水道

管理者と協議してください。

2) 取付管

- ・取付管と取付管の間隔は、心間距離を1 m以上としてください。
- ・本管との接合は、可とう性支管を使用してください。
- ・管径は、内径 150 mmを標準としてください。
- ・取付管の布設方向は、原則として本管に対して直角かつ直線的に敷設してください。

3) 公共ます及び取付管の撤去

- ・公共ますの撤去は、公共ますより本管接合支管手前までを撤去し、キャップ止めを行い、モルタル巻きとしてください。

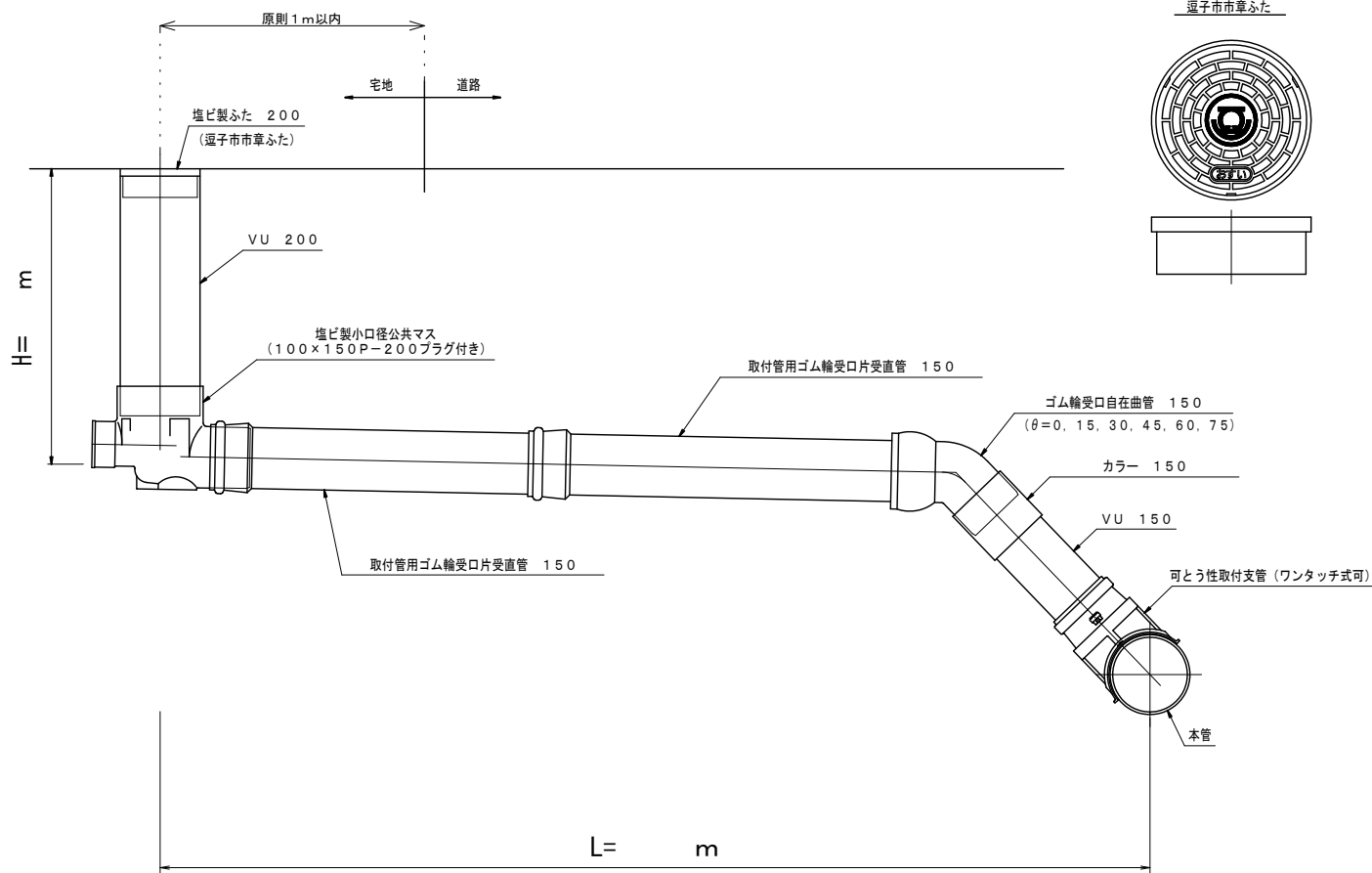
4) その他

公共下水道本管・人孔等、この手引きに記載のない設計基準については、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」を参照するほか、公共下水道管理者と協議してください。

5. 標準図面一覧

- 1) 逗子市公共汚水ます 標準構造図
- 2) 逗子市公共汚水ます 鋳鉄製防護蓋 標準構造図

逗子市公共汚水ます 標準構造図



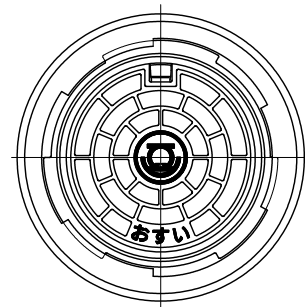
逗子市公共汚水ます 鋳鉄製防護蓋 標準構造図 (Φ200塩ビ製ます用)

T-8 : 宅地内、歩道 (車両の乗入れなし)

T-14 : 車道、歩道 (車両の乗入れあり)

T-25 : 車道 (大型車が通行する場合)

平面図



断面図

